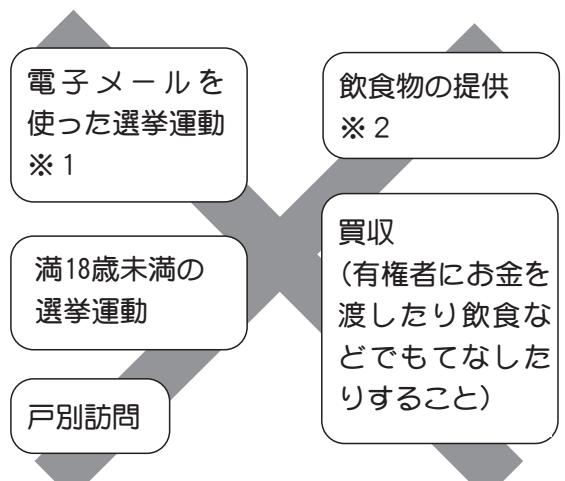


公職選挙法の改正により、平成28年6月19日以後の選挙権年齢がこれまでの「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられます。「18歳選挙」をどう生かしていくか、考えてみましょう。

これから始まる 18歳選挙



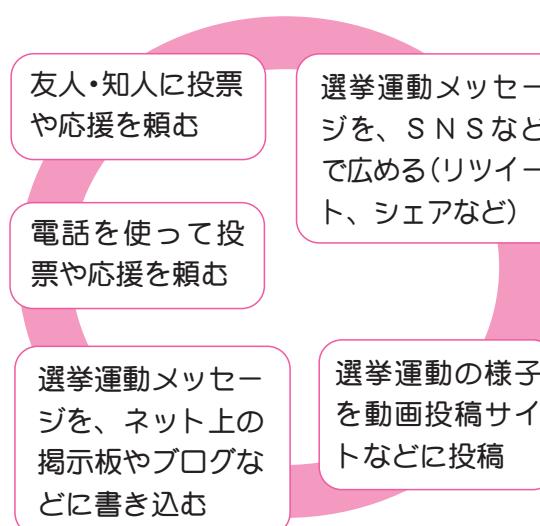
やってはいけない 選挙運動の例



※1候補者や政党が行う場合は認められています。

※2高価なお茶菓子などは除きます。

有権者（18歳以上）が できる選挙運動



選挙運動は できるの？

有権者は、左図の通り一定のルールを守れば、さまざまな選挙運動ができます。

○総務省インターネット選挙運動の解禁に関する情報
URL:
http://www.soumu.go.jp/seikyo/seikyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

若い世代の声を 未来に生かそう

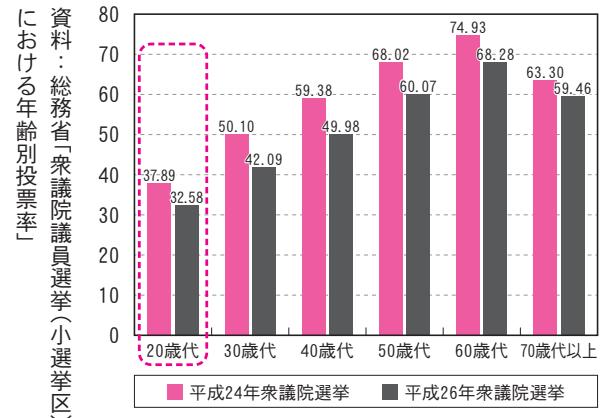
現在、若い世代の皆さんの中には様々な課題があります。例えば、皆さんに直接関わる教育や就職の課題。いずれ関わってくる結婚や子育て、親の介護や自分の老後などの課題。そして、将来あるべき社会とは、といった課題もあるでしょう。

そうした課題を解決していくには、当事者である若い皆さん一人ひとりが自分自身の考えを持つて政治に関わっていくことが大切です。

「こんな政策が欲しい」「こんな社会にしていきたい」といった自分自身の考えを持った投票によって、社会が変わることもあるでしょう。

若い世代ほど投票率が低くなっています（左グラフ参照）、未来を生きていくはずの若い世代の意見が政治に届きにくくなっています。これから18歳、19歳となつて有権者になる皆さん、また、中高生や20歳以上の若い世代の皆さんも、これから始まる「18歳選挙」をきっかけに、選挙と政治が自分自身の未来にどのように関わってくるか、あらためて考えてみませんか。

- ④投票用紙を受け取る
用紙を受け取り投票用紙記載台へ向かってください。
- ⑤投票用紙を投票箱へ入れよう！
以上が投票の一連の流れです。



投票に行って
若い世代の声を
届けよう！



少子高齢化のため若い世代の有権者数が少ないことになり、若い世代の意見が国や地方の政治に反映されにくくなります。そこで、若い世代の意見がもっと政治に反映されるように選挙権年齢を引き下げ、より多くの若い世代の人たちが選挙で投票できるようにしたのです。

「18歳選挙権」により、全国で18歳、19歳の約240万人が、有権者に加わることになります。なお、町ではおよそ320人が新たに有権者となります。

こうした政治を行う代表者を選ぶための大変な手段が選挙であり、「有権者」になることは、選挙を通じて政治の過程に参加する権利を持つことがあります。

これらの議員や知事などの仕事は、私たち国民や住民の代表として、国や地方の政治を行うことです。政治のわかりやすい役割は、税金の集め方や使い方をはじめ、法律や制度など国や社会のルールを作れる際に、異なる考え方や意見の対立を調整し、解決を図ることができます。

選挙人名簿への登録は、原則、住民票がある市区町村で、その市区町村に3か月以上引き続き居住している人が対象となります。そのため、進学や就職などで実家を離れて引っ越しした場合は、速やかに引越し先の市区町村に住民票を移しておきましょう。

①「投票所入場券」を持つて指定の投票所へ行こう！
投票入場券は選挙の前に自宅に郵送されます。もし、投票入場券が届かなかつたり、入場券を無に登録されなければ投票することができます。

②「投票所入場券」を交付に提出！
あなたが選挙人名簿に載っている本人かどうかを投票所の係員が確認をします。

③投票用紙を受け取る
投票所の係員から投票

投票は、「一人一票」。そして「投票日に」「投票所で」行うことが原則です。
投票日前に有権者に投票所入場券や投票所案内が配られますので、この入場券や案内を投票所に持参してください。なお、入場券や案内を持参なくとも、選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されなければ投票することができます。



投票ってどうするの？

なぜ18歳以上に 引き下げるの？

少子高齢化が進むなかで未だに、現在そして未来の日本の方を決める政治に関与してもらいたい、という意図があるからです。

少子高齢化のため若い世代の有権者数が少ないことになり、若い世代の意見が国や地方の政治に反映されにくくなります。そこで、若い世代の意見がもっと政治に反映されるように選挙権年齢を引き下げ、より多くの若い世代の人たちが選挙で投票できるようにしたのです。

「有権者」になると、国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県の知事や市区町村長と、それらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票することができます。

どんな選挙で 投票できるの？

「有権者」になると、国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県の知事や市区町村長と、それらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票することができます。

ふうにするの？

投票は、「一人一票」。そして「投票日に」「投票所で」行うことが原則です。
投票日前に有権者に投票所入場券や投票所案内が配られますので、この入場券や案内を投票所に持参してください。なお、入場券や案内を持参なくとも、選挙管理委員会が管理する「選挙人名簿」に登録されなければ投票することができます。

①「投票所入場券」を持つて指定の投票所へ行こう！
投票入場券は選挙の前に自宅に郵送されます。もし、投票入場券が届かなかつたり、入場券を無くした場合でも、本人確認が出来れば投票することができます。

②「投票所入場券」を交付に提出！
あなたが選挙人名簿に載っている本人かどうかを投票所の係員が確認をします。

③投票用紙を受け取る
投票所の係員から投票